栗東市告示第　116　号

差押通知書及び配当計算書の送達を受けるべき者の住所、居住が不明のため、送達不能となったので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

この通知書は、総務部税務課納税推進室において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　８年　１０月１５日

栗東市長　　竹　村　健

送達を受ける者の氏名　　平田　金士